

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の規定による事業計画書の閲覧【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】

2

北九州市公告第 6 9 1 号

北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（平成 3 年北九州市告示第 1 6 0 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出があったので、要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画書を閲覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、公告の日から起算して 4 5 日を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 設置者

北九州市門司区大字猿喰 9 2 6 番地 1

有限会社 大野機工

代表取締役 大野正廣

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区新門司二丁目 1 1 番 1 5、1 1 番 1 6、1 1 番 1 8

3 関係地域

北九州市門司区新門司二丁目 1 1 番 1 5、1 1 番 1 6、1 1 番 1 8 に設置される予定の産業廃棄物処理施設から 3 0 0 メートル以内の地域

4 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設

5 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

6 閲覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 閲覧期間

令和 7 年 9 月 2 4 日から同年 1 0 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 7 年 1 1 月 7 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

- （１）意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 設置者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見